

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月12日

【四半期会計期間】 第12期第1四半期(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社オウケイウェイヴ

【英訳名】 OKWave

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 兼 元 謙 任

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号

【電話番号】 03-5793-1191 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務本部長 野 崎 正 徳

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号

【電話番号】 03-5793-1191 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務本部長 野 崎 正 徳

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第11期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第12期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第11期
会計期間		自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 7月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成22年 6月30日
売上高	(千円)	342,537	378,554	1,406,696
経常利益	(千円)	4,459	36,713	77,279
四半期(当期)純利益	(千円)	3,000	10,272	38,419
純資産額	(千円)	1,812,935	1,855,116	1,847,545
総資産額	(千円)	1,945,642	2,030,372	2,053,647
1株当たり純資産額	(円)	20,968.33	21,435.25	21,353.14
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	34.96	119.53	447.41
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	34.67	118.77	444.00
自己資本比率	(%)	92.5	90.7	89.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	95,689	21,077	403,978
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	114,912	65,508	221,353
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	600		2,800
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	990,781	1,140,980	1,191,620
従業員数	(人)	91	90	90

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等を含んでおりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間における、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	90(20)
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、派遣社員等を含む。)は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	89(20)
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、派遣社員等を含む。)は、当第1四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産に該当する事項がないため記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社グループは、受注から納品までが短期間のため記載を省略しております。

(3) 販売実績

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	前年同四半期比(%)
ポータル事業(千円)	175,620	120.6
ソリューション事業(千円)	202,933	103.1
合計(千円)	378,554	110.5

(注) 1. 当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。同基準の適用にあたり、従前の事業の種類別セグメント区分を報告セグメントとし、前年同期比較を行っております。

(注) 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

全般的概況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に景気を持ち直しが期待される一方、雇用情勢の悪化懸念が依然として残っています。

インターネット関連業界におきましては、日本のインターネット利用者数は平成22年6月末で9,914万人（1）と増加を続けており、当社の日本初、最大級のQ&Aサイト「OKWave」も、引き続き利用者を拡大しております。

また、インターネットビジネス市場では、ネットワークを介してソフトウェア等を利用するクラウドコンピューティングが注目を集めており、その市場規模は平成22年以降急速に拡大し、平成24年には4,106億円、平成27年には7,438億円に達すると予測されています（2）。

このような環境のもと、ポータル事業における広告収益の増加が大きく寄与したほか、引き続き経費節減等、業務効率化の推進を行ってきた結果、当第1四半期連結会計期間の業績は、次のとおりとなりました。

	当第1四半期連結会計期間 (千円)	前年同四半期比	
		増減額(千円)	増減率(%)
売上高	378,554	36,016	10.5
営業利益	38,015	31,367	471.9
経常利益	36,713	32,254	723.3
四半期純利益	10,272	7,272	242.4

(1) 出典「Internet World Stats」(Miniwatts Marketing Group)

(2) 出典「クラウドコンピューティング市場に関する調査結果2009」(矢野経済研究所)

事業別の概況

(注)当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。同基準の適用にあたり、従前の事業の種類別セグメント区分を報告セグメントとし、前年同期比較を行っております。

ポータル事業におきましては、Q&A形式の情報交換のSocial Search市場で、Q&Aサイト「OKWave」のデータベースの貸し出し及び広告販売を行っております。

当連結会計年度(平成22年7月1日～平成23年6月30日)の施策としては、データベース貸し出しサービス「QAPartner」の機能拡充、モバイル有料課金サイトの多様化、新メディアの確立を掲げております。

当第1四半期連結会計期間(平成22年7月1日～平成22年9月30日)では、Q&Aサイト「OKWave」での“地域カテゴリー”の新設、3キャリア公式サイト『本田健の幸せな経済自由人』の開設、Twitterとの連動によるQ&Aサイト「おけたー(OKetter)」版のリニューアル、ハウツー共有サイト『OKGuide』パブリック版の開設などを行ってまいりました。

収益面におきましては、データベース貸し出しサービスである「QAPartner」の新規導入が引き続き堅調に推移している他、Q&Aサイト「OKWave」のPV数が5,800万PVから6,500万PVへと伸張したことによる広告収入の増加、また「QAPartner」提供先の広告収入の増加が大きく寄与し、売上高は175百万円(前年同期比20.6%増)と大きく増収いたしました。

以上の結果、ポータル事業の業績は、次のとおりとなりました。

	当第1四半期連結会計期間 (千円)	前年同四半期比	
		増減額(千円)	増減率(%)
売上高	175,620	29,982	20.6
営業利益	15,024	12,959	627.5

ソリューション事業におきましては、FAQ(よくある質問と回答)作成管理ソフトウェアをSaaSまたはASPとして、様々な企業ホームページ上へ向けて期間貸しをするビジネスモデルを中心に展開しております。

当連結会計年度(平成22年7月1日～平成23年6月30日)の施策としては、マーケティング活動の強化による拡販を掲げております。

当第1四半期連結会計期間(平成22年7月1日～平成22年9月30日)では、FAQソリューションシステム「OKBiz」の機能を一部カスタマイズすることで、大手企業における企業内情報共有化ツールとしての活用を支援するサービスを、トランスコスモス株式会社との連携により提供開始いたしました。

収益面におきましては、引き続き金融業界への導入のほか、メーカーやメディア業界への導入も進んでおり、売上高は202百万円(前年同期比3.1%増)と堅調に推移しております。

以上の結果、ソリューション事業の業績は、次のとおりとなりました。

	当第1四半期連結会計期間 (千円)	前年同四半期比	
		増減額(千円)	増減率(%)
売上高	202,933	6,034	3.1
営業利益	104,335	20,605	24.6

(2) 財政状態の分析

(ア)資産

当第1四半期連結会計期間末における資産残高は、主に現金及び預金の減少により2,030,372千円(前連結会計年度末比23,275千円減少)となりました。

(イ)負債

当第1四半期連結会計期間末における負債残高は、主に未払法人税等の減少により175,256千円(前連結会計年度末比30,845千円減少)となりました。

(ウ)純資産

当第1四半期連結会計期間末における純資産は、主に利益剰余金の増加により1,855,116千円(前連結会計年度末比7,570千円増加)となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末と比べ50,640千円減少し、1,140,980千円となりました。また、各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、主に減価償却費の増加により、21,077千円の収入となりました。(前年同期は95,689千円の収入)

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、主にソフトウェア開発のための支出により、65,508千円の支出となりました。(前年同期は114,912千円の支出)

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、ありませんでした。(前年同期は600千円の収入)

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた事項はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は1,978千円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な変更はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	193,200
計	193,200

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	85,945	85,945	名古屋証券取引所 (セントレックス)	(注)2
計	85,945	85,945		

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、平成22年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(注)2. 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。なお、単元株制度の採用はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)に関する事項は次のとおりであります。

(平成16年6月24日 臨時株主総会決議)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	980 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	980 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成26年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利喪失した者に係る新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 主な行使条件は以下のようになっております。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
- (3) その他の権利行使の条件は、本件新株予約権発行の株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者の間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるものとする。

(平成16年6月24日 臨時株主総会決議)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日から 平成26年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 主な行使条件は以下のようになっております。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。
- (2) 新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (3) その他の権利行使の条件は、本件新株予約権発行の株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者の間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるものとする。

(平成17年4月11日 臨時株主総会決議)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	40 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成19年5月1日から 平成27年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利喪失した者に係る新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 主な行使条件は以下のようになっております。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
- (3) その他の権利行使の条件は、本件新株予約権発行の株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者の間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるものとする。

(平成17年9月27日 定時株主総会決議)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	70 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成27年8月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利喪失した者に係る新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 主な行使条件は以下のようになっております。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
- (3) その他の権利行使の条件は、本件新株予約権発行の株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるものとする。

(平成17年9月27日 定時株主総会決議)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	200 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から 平成27年8月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利喪失した者に係る新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。
2. 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。
3. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 主な行使条件は以下のようになっております。
- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。
 - (2) 新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について、当社取締役会の承認を要するものとする。
 - (3) その他の権利行使の条件は、本件新株予約権発行の株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者の間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるものとする。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）に関する事項は次のとおりであります。

(平成18年9月23日 定時株主総会決議)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	140 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71,453
新株予約権の行使期間	平成20年10月1日から 平成25年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 71,453 資本組入額 35,727
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利喪失した者に係る新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行（新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 主な行使条件は以下のようになっております。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位を保有していること、又は当社と顧問契約を締結していることを要する。ただし、当社取締役会において承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) その他の権利行使の条件は、本件新株予約権発行の株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者の間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるものとする。

(平成20年9月27日 定時株主総会決議)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	40 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	52,091
新株予約権の行使期間	平成22年10月1日から 平成25年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 52,091 資本組入額 26,046
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利喪失した者に係る新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。
2. 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。
3. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行（新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}} \times \text{1株当たり時価}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 主な行使条件は以下のようになっております。
- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行することを要する。
 - (2) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時において当社、当社子会社若しくは当社関連会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位を保有していること、又は当社と顧問契約を締結していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - (3) その他の権利行使の条件は、本件新株予約権発行の株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者の間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日		85,945		966,121		935,921

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 85,945	85,945	
単元未満株式			
発行済株式総数	85,945		
総株主の議決権		85,945	

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 7月	8月	9月
最高(円)	38,000	35,000	36,450
最低(円)	34,200	30,300	30,050

(注) 最高・最低株価は、名古屋証券取引所セントレックスにおけるものです。

3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	740,980	791,620
売掛金	193,312	181,577
有価証券	400,000	400,000
その他	49,169	51,543
貸倒引当金	417	405
流動資産合計	1,383,044	1,424,336
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	29,775	23,816
減価償却累計額	12,515	11,572
建物及び構築物(純額)	17,259	12,243
工具、器具及び備品	344,981	339,070
減価償却累計額	253,442	241,264
工具、器具及び備品(純額)	91,539	97,805
有形固定資産合計	108,798	110,049
無形固定資産		
ソフトウェア	141,351	175,456
ソフトウェア仮勘定	114,347	86,495
その他	11,181	10,114
無形固定資産合計	266,880	272,066
投資その他の資産		
投資有価証券	119,146	106,707
その他	193,691	180,078
貸倒引当金	41,188	39,590
投資その他の資産合計	271,649	247,195
固定資産合計	647,328	629,311
資産合計	2,030,372	2,053,647
負債の部		
流動負債		
買掛金	26,454	26,810
未払金及び未払費用	73,778	73,460
未払法人税等	23,979	60,241
その他	34,585	45,589
流動負債合計	158,797	206,102
固定負債		
資産除去債務	16,458	-
固定負債合計	16,458	-
負債合計	175,256	206,102

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	966,121	966,121
資本剰余金	935,921	935,921
利益剰余金	52,137	62,409
株主資本合計	1,849,905	1,839,633
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	46	20
為替換算調整勘定	7,606	4,416
評価・換算差額等合計	7,653	4,437
新株予約権	3,621	4,190
少数株主持分	9,242	8,159
純資産合計	1,855,116	1,847,545
負債純資産合計	2,030,372	2,053,647

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
売上高	342,537	378,554
売上原価	180,713	173,216
売上総利益	161,824	205,337
販売費及び一般管理費	155,176	167,321
営業利益	6,647	38,015
営業外収益		
受取利息	1,237	890
持分法による投資利益	-	742
雑収入	705	85
営業外収益合計	1,943	1,717
営業外費用		
為替差損	4,131	3,019
営業外費用合計	4,131	3,019
経常利益	4,459	36,713
特別利益		
貸倒引当金戻入額	385	250
新株予約権戻入益	-	607
特別利益合計	385	857
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	10,478
特別損失合計	-	10,478
税金等調整前四半期純利益	4,845	27,092
法人税、住民税及び事業税	617	22,065
法人税等調整額	859	6,328
法人税等合計	1,476	15,736
少数株主損益調整前四半期純利益	-	11,355
少数株主利益	368	1,082
四半期純利益	3,000	10,272

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	4,845	27,092
減価償却費	57,003	64,758
貸倒引当金の増減額（は減少）	910	230
受取利息及び受取配当金	1,237	890
為替差損益（は益）	3,718	3,019
持分法による投資損益（は益）	-	742
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	10,478
売上債権の増減額（は増加）	41,077	11,734
仕入債務の増減額（は減少）	10,522	356
未払金及び未払費用の増減額（は減少）	7,164	1,519
その他	4,314	18,307
小計	96,823	74,606
利息及び配当金の受取額	1,237	924
法人税等の支払額	2,372	54,454
営業活動によるキャッシュ・フロー	95,689	21,077
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	23,282	6,634
無形固定資産の取得による支出	91,784	48,929
投資有価証券の取得による支出	-	9,900
長期貸付金の回収による収入	720	500
その他	565	544
投資活動によるキャッシュ・フロー	114,912	65,508
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	600	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	600	-
現金及び現金同等物に係る換算差額	5,332	6,209
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	23,955	50,640
現金及び現金同等物の期首残高	1,014,737	1,191,620
現金及び現金同等物の四半期末残高	990,781	1,140,980

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

項目	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
1 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益が393千円減少し、税金等調整前四半期純利益が10,872百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は16,437千円であります。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
<p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。 従業員給与 67,328千円	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。 従業員給与 72,216千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (千円)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (千円)
現金及び預金勘定 790,781	現金及び預金勘定 740,980
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 100,000	取得日から3ヵ月以内に償還期限の 到来する短期投資(有価証券) 400,000
取得日から3ヵ月以内に償還期限の 到来する短期投資(有価証券) 300,000	現金及び現金同等物 1,140,980
現金及び現金同等物 990,781	

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第1四半期連結累計期間
(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式(株) 85,945株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 提出会社 3,621千円

(注) 権利行使期間の到来していない新株予約権の当第1四半期連結会計期間末残高は
305千円であります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	ポータル事業 (千円)	ソリューション 事業(千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	145,638	196,899	342,537		342,537
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	145,638	196,899	342,537		342,537
営業利益	2,065	83,729	85,794	(79,146)	6,647

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品・サービスの系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品・サービス

事業区分	主要製品・サービス
ポータル事業	連携サービス、広告サービス
ソリューション事業	OKWave Quick-A, OKWave ASK-OK, OKBiz

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社はQ&A形式の情報交換のSocial Search市場で、Q&Aサイト「OKWave」のデータベース貸し出し及び広告販売を行っている「ポータル事業」とFAQ(よくある質問と回答)作成管理ソフトウェアを主に企業に対してSaaSまたはASP(期間貸し)で提供する「ソリューション事業」の2つを報告セグメントとしております。

報告セグメント	サービスの種類
ポータル事業	QA Partner、広告サービス
ソリューション事業	OKBiz、OKFAQ、OKWave ASK-OK

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益計算書計上額 (注)2
	ポータル事業	ソリューション事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	175,620	202,933	378,554		378,554
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	175,620	202,933	378,554		378,554
セグメント利益	15,024	104,335	119,359	81,343	38,015

(注)1. セグメント利益の調整額は、全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年6月30日)	
1株当たり純資産額	21,435.25円	1株当たり純資産額	21,353.14円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	1,855,116	1,847,545
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	12,863	12,350
(うち新株予約権)	(3,621)	(4,190)
(うち少数株主持分)	(9,242)	(8,159)
普通株式に係る純資産額(千円)	1,842,252	1,835,195
期末の普通株式の数(株)	85,945	85,945

2 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	34.96円	1株当たり四半期純利益金額	119.53円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	34.67円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	118.77円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
四半期純利益(千円)	3,000	10,272
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	3,000	10,272
期中平均株式数(株)	85,815	85,945
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	713	545
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	会社法に基づく 新株予約権2種類 (新株予約権の数 250個)	会社法に基づく 新株予約権2種類 (新株予約権の数 180個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月11日

株式会社 オウケイウェイヴ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 塚 亨 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菊 地 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オウケイウェイヴの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オウケイウェイヴ及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月9日

株式会社 オウケイウェイヴ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿 部 功 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菊 地 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オウケイウェイヴの平成22年7月1日から平成23年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オウケイウェイヴ及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。